

新旧対照表

(新)

第1条～第3条 (略)

第4条

1～3 (略)

4 補助事業者は、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

第5条～第17条 (略)

別表第1

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池緊急防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和12年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
			地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択す
イ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業(簡易整備型)	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内

(旧)

第1条～第3条 (略)

第4条

1～3 (略)

4 補助事業者は、別表第3の6の項に掲げる事業において、工程等の都合により補助金の交付の決定前に工事に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による指令前着手届を第1項の補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

第5条～第17条 (略)

別表第1

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。
			地域防災上のリスク除去	定額
			ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択す
イ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜畑地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業(簡易整備型)	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域、急傾斜地帯又は指定棚田地域は補助事業費の10分の7以内

			(削除)	(削除)
エ	農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額
			農道・集落道整備事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、集落道の整備であって振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うもの、離島において行うもの及び水源地域対策関連事業にあつては、当該補助事業費の10分の5.5以内

			機能保全計画策定事業	定額。ただし、令和7年度までに採択する場合に限る。
エ	農村整備事業費補助金	農村整備事業	計画策定等事業	定額
			農道・集落道整備事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、集落道の整備であって振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は指定棚田地域において行うもの、離島において行うもの及び水源地域対策関連事業にあつては、当該補助事業費の10分の5.5以内

別表第2

<p>農業用施設災害関連事業の実施について ため池災害関連特別対策事業実施要綱 農地災害関連区画整備事業実施要綱 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱 農村整備事業実施要綱 <a href="#">地域未来交付金制度要綱</a></p> <p><a href="#">地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））</a></p>	<p>昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通達 昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通達 平成元年5月29日付け元D第347号農林水産事務次官依命通達 平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通達 平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達 平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通達 平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通達 令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知 <a href="#">令和8年2月4日付け府地創第30号及び府地事第54号内閣府事務次官依命通知、7農振第2446号農林水産事務次官依命通知、20260127財経第2号経済産業事務次官依命通知、国総政第54号国土交通事務次官依命通知並びに環政総発第2602032号環境事務次官依命通知</a> <a href="#">令和8年4月1日付け7農振第2926号農林水産事務次官依命通知</a></p>
--	---

別表第2

<p>農業用施設災害関連事業の実施について ため池災害関連特別対策事業実施要綱 農地災害関連区画整備事業実施要綱 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱 農山漁村地域整備交付金実施要綱 農村地域防災減災事業実施要綱 水利施設等保全高度化事業実施要綱 農村整備事業実施要綱 <a href="#">新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱</a></p> <p><a href="#">新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（農業農村整備事業））</a></p>	<p>昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通達 昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通達 平成元年5月29日付け元D第347号農林水産事務次官依命通達 平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通達 平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通達 平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通達 平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通達 令和3年4月1日付け2農振第2736号農林水産事務次官依命通知 <a href="#">令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官依命通知、6農振第2322号農林水産事務次官依命通知、20250121財経第1号経済産業事務次官依命通知、国総政第45号国土交通事務次官依命通知並びに環政総発第2501303号環境事務次官依命通知</a> <a href="#">令和7年4月1日付け6農振第2934号農林水産事務次官依命通知</a></p>
--	--

別表第3（第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係）

1～5（略）

(削除)

別表第1に掲げる補助金の名称	実績報告書に添付する書類及び様式											年度終了実績報告書に添付する書類及び様式					
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	取次手算書	指令前着手届	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績	補助事業しゅん工検査調査	直営調査	取次手算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査	残材材料調査	購入機械器具検取調査	契約に係る指名停止に関する申立書	事業進行状況内訳書	契約に係る指名停止に関する申立書	別記第19号様式	別記第19号様式	別記第19号様式
ア 総合農地防災事業費補助金	別紙1-2	別紙2	別記第2号様式	別紙4-2	別紙5	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別記第19号様式	別紙12	別紙13	別記第19号様式		
イ 災害関連事業費補助金	別紙1	〃	〃	別紙4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 農村整備事業費補助金	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

別表第4（略）

別表第3（第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係）

1～5（略）

6 第4条第4項の指令前着手届の提出は、ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	実績報告書に添付する書類及び様式											年度終了実績報告書に添付する書類及び様式					
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	取次手算書	指令前着手届	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績	補助事業しゅん工検査調査	直営調査	取次手算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査	残材材料調査	購入機械器具検取調査	契約に係る指名停止に関する申立書	事業進行状況内訳書	契約に係る指名停止に関する申立書	別記第19号様式	別記第19号様式	別記第19号様式
ア 総合農地防災事業費補助金	別紙1-2	別紙2	別記第2号様式	別紙4-2	別紙5	別紙6	別紙7	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別記第19号様式	別紙12	別紙13	別記第19号様式		
イ 災害関連事業費補助金	別紙1	〃	〃	別紙4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 農村整備事業費補助金	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

別表第4（略）

別表第 5 (第 7 条関係)

補助事業の種類	変更事項
災害関連事業 農村地域防災減災事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用 (5)変更前の工種別の事業量の 30 パーセントに相当する額が 400 万円を超えるものにおける当該工種の事業量の 30 パーセントを超える増減 (6)変更前の工種別の事業量の 30 パーセントに相当する額が 400 万円以下であつて、当該工種に係る事業費の増減が 400 万円を超えるものにおける当該工種の事業量の 30 パーセントを超える増減 (7)工種の新設、変更又は廃止
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用
水利施設等保全高度化事業 (ただし、 <u>地域未来交付金(地域未来推進型)</u> (インフラ整備事業(農業農村整備事業))は除く) 農村整備事業 (ただし、計画策定等事業は除く)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5)変更前の工種別の事業量の 30 パーセントに相当する額が 500 万円を超えるものにおける当該工種の事業量の 30 パーセントを超える増減 (6)変更前の工種別の事業量の 30 パーセントに相当する額が 500 万円以下であつて、当該工種に係る事業費の増減が 500 万円を超えるものにおける当該工種の事業量の 30 パーセントを超える増減 (7)工種の新設、変更又は廃止
水利施設等保全高度化事業 (ただし、 <u>地域未来交付金(地域未来推進型)</u> (インフラ整備事業(農業農村整備事業))に限る)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5) <u>地域未来推進型</u> 実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更
農村整備事業 (ただし、計画策定等事業に限る)	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金の額の変更 (3)調査地域ごとに事業費の 30 パーセントを超え、かつ、 <u>400 万円</u> を超える増減 (4)調査地域の変更 (5)調査項目の変更又は廃止

別表第 5 (第 7 条関係)

補助事業の種類	変更事項
災害関連事業 農村地域防災減災事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区(災害関連にあつては、箇所)相互間の補助金の額の流用 (5)工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円)を越える増減 (6)工種の新設、変更又は廃止
地域農業水利施設ストックマネジメント事業	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用
水利施設等保全高度化事業 (ただし、 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)</u> は除く) 農村整備事業 (ただし、計画策定等事業は除く)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5) <u>工種別の事業量の 30 パーセント(30 パーセントに相当する額が 500 万円以下の場合は 500 万円)</u> を超える増減 (6) <u>工種の新設、変更又は廃止</u>
水利施設等保全高度化事業 (ただし、 <u>新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)</u> に限る)	(1)事業の中止又は廃止 (2)事業主体の変更 (3)補助金の額の変更 (4)地区相互間の補助金の額の流用 (5) <u>第 2 世代交付金</u> 実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴う事業内容の変更
農村整備事業 (ただし、計画策定等事業に限る)	(1)事業の中止又は廃止 (2)補助金の額の変更 (3)調査地域ごとに事業費の 30 パーセント( <u>30 パーセントに相当する額が 400 万円以下の場合は 400 万円</u> )を超える増減 (4)調査地域の変更 (5)調査項目の変更又は廃止

別記第 1 号様式(第 4 条関係)～別記第 19 号様式(第 14 条関係) (略)

別記第 1 号様式(第 4 条関係)～別記第 19 号様式(第 14 条関係) (略)